

解体工事に関係する皆様へ

分別解体及び産業廃棄物等の適正な取扱いの徹底について 建築物の解体工事現場等における危害防止の徹底について

いつも、建設リサイクル法について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

先般、石綿を含む建設資材廃棄物（石綿スレート板）が混入した再生砕石が使用されている事案があったとの一部新聞報道がありました。

このような事態を踏まえ、解体工事を行う際には、下記の事項に留意され、分別解体及び産業廃棄物等の適正な取扱いの徹底についてご協力をお願いします。

さらに、建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」を受け、解体工事における安全確保および危害防止について周知徹底を図っているところですが、その後も解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物等の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が全国的に後を絶たない状況であります。つきましては、解体工事の施工者におかれては、工事現場の危害防止について必要な対策を講じるようお願いします。

記

- 1 解体工事業を営む者は、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障となる石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底すること。
- 2 解体工事等の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく収集運搬・処分等の委託基準を遵守すること。また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、下請負人に対してもその遵守を徹底させること。
- 3 解体工事を行う際には、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法等の関係法令を遵守すること。

建築物の解体工事等における石綿（アスベスト）の参考資料

「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」[PDF]

国土交通省のリサイクルホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/yuugai.pdf>

「目で見るアスベスト建材」[PDF]

国土交通省のリサイクルホームページ：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

石綿（アスベスト）含有建材データベースについて

国土交通省のリサイクルホームページ：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071213_.html

< 建設リサイクル法に関する問い合わせ先 >
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市都市整備局建築指導課（審査係）
TEL 086-803-1446